

第45回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

第45期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

会社の支配に関する基本方針

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

株式会社はるやまホールディングス

本内容は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイト
(<http://www.haruyama.co.jp/>) に掲載しているものです。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役及び監査役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス全体を統括する組織としてコンプライアンス室を設置しております。コンプライアンスの推進については、「はるやまグループ行動規範」の策定をはじめ、コンプライアンス室を中心にモニタリングを実施し、リスク発生防止に努め、当社及び子会社の取締役・従業員等がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題と捉え業務に当たるよう、研修等を通じてその遵守を推進しております。

また、当社及び子会社は、コンプライアンス経営の強化に資することを目的とした、従業者からの組織的又は個人的な法令等違反行為などに関する相談又は通報に対する適正な処理の仕組みを「内部通報規程」に定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図っております。

加えて当社及び子会社は、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するための体制を定めており、その概要は次のとおりであります。

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況】

反社会的勢力及び団体との関係を持つことは、法令等に違反することを「はるやまグループ行動規範」「コンプライアンス基本規程」、各種会議体及び研修等を通じて全従業者に周知徹底し、決して関係を持たないこととするとともに、有事の際は速やかにコンプライアンス室へ報告・相談を行うものとし、当該部署の責任者から担当取締役を通じて各役員へ報告するものとしております。また不当な要求がなされた場合には、顧問弁護士・警察等に相談し協力体制を整備するとともに、不当要求に対しては断固拒否し毅然とした態度で対応することとしております。また「経営危機管理マニュアル」に基づき、取締役社長を本部長とする対策本部を設置するものとしております。

反社会的勢力による被害の防止は、業務の適正を確保するために必要な法令等遵守及びリスク管理事項として、内部統制システムに明確に位置付けることとしております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・「文書管理マニュアル」その他関連する規程等に基づき、取締役の職務執行に係る情報（取締役会議事録・稟議書及びそれら関連する資料、会計帳簿・会計伝票等の決算資料及びその他の情報等）は適切に保存及び管理を行っております。また、取締役・監査役及びそれらに指名された従業員はいつでもこれらの情報を閲覧できることとしております。

なお、子会社におきましても当社の規程等に準じて運用することとしております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社は、「リスク管理規程」「経営危機管理マニュアル」を策定しリスク管理を行っております。リスク管理の全社的推進とその管理に必要な情報の共有化を図るため、当社及び子会社の取締役・執行役員で構成するコンプライアンス・リスク委員会を設置し、リスクの識別・分類・分析・評価・対応を主とした統制活動をコンプライアンス室と連携して、当社グループ全体を対象に行うこととしております。

なお、重大な経営危機が発生した場合は、取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、迅速な対応を行うこととしております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務の執行状況の監督等を行っております。取締役会の機能をより強化し経営効率をさらに向上させるため、取締役会のほかに執行役員会や当社及び子会社の取締役・執行役員及び担当部長が出席する幹部共有等の会議を隨時開催しております。業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ、中期経営計画及び各年度予算方針を立案し、全社的な目標を設定しております。

なお、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、1999年7月より執行役員制度を導入し、意思決定と業務執行の迅速化を進めております。当事業年度末日現在、取締役を兼務していない執行役員は4名であります。

子会社は、取締役会等を少なくとも3ヶ月に1回開催し、取締役等の職務の執行に係る事項について、「関係会社管理規程」に基づき、当社取締役会に報告又は承認を得ることとしております。

また、子会社の取締役・執行役員は、当社の幹部共有等の会議に出席し月次業務の報告を行うとともに、当社グループ全体の企業価値を高めるため、連携して経営課題の検討、改善提案を行っております。

⑤当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

コンプライアンス室は、当社及び子会社の事業活動に関し、法令及び定款に適合することを確保するため、業務の適正性と効率性の向上策を当社グループ全体で推進し、必要に応じてそれらのモニタリングを行うこととし、その結果については、適宜、取締役会へ報告するものとしております。

また、内部統制システム構築を充実したものにするため、取締役社長をはじめとする各取締役・従業員は、「職務分掌権限規程」「職務分掌権限一覧表」に従い業務を遂行し、業務の適正性・効率性を確保し、当社グループ全体で企業価値の向上に取り組むこととしております。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社では現在、監査役の職務遂行を補助すべき従業員を配置しておりますが、必要に応じて監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととしております。その人事異動及び人事考課については、担当取締役は監査役と事前に協議し、了解を得ることとしております。

⑦前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役スタッフの独立性については、「監査役監査基準」に基づき、監査役から監査役監査の職務を補助することの要請を受けた従業員は、その要請に関する業務については、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとしております。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役社長をはじめとする当社及び子会社の取締役・従業員並びに子会社の監査役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したとき又はこれらの者から報告を受けたときは、法令等に従い、直ちに監査役へ報告するものとしております。

なお、上記の報告を理由とする当該通報者への不利益な取り扱いは一切禁止しております。

⑨監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、公認会計士、弁護士その他外部専門家に対する相談費用を請求した場合は、当該監査役の職務の執行

に必要でないことが明らかである場合を除き、速やかにその費用又は債務を処理することとしております。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、各種会議体や委員会に適宜出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役・従業員にその説明を求めることがあります。

また、取締役社長と監査役会との間で定期的に活発な意見交換会を実施し、経営の健全化に努めております。

効率的かつ実効的な監査役監査を行うため、必要に応じて、顧問弁護士・会計監査人やコンプライアンス室と適宜、意見交換・情報交換等を行い、連携強化に努めています。

当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行について

取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、取締役執行役員2名と取締役を兼務していない4名の執行役員で構成する執行役員会を週1回開催し、意思決定と業務執行の迅速化という観点から、取締役会を補完してまいりました。また、当社及び子会社の担当部長以上で構成する「幹部共有」を月に1回開催し、グループ全体で決定事項の確認と社内外の情報の共有を行っております。

取締役の職務の執行に係る情報については、適切に保存、管理しており、その他内部情報の管理や情報セキュリティに関して随時委員会を開催し、その都度、協議内容と結果を取締役会へ報告しております。

②法令遵守及びリスク管理について

月に1回、コンプライアンス・リスク委員会を開催し、法令及び損失の危険に関する問題点の洗い出しを行い、適宜、対応・解決してまいりました。また、コンプライアンス室が中心となり、モニタリングを実施し、その結果について定期的に取締役会へ報告するほか、当社及び子会社の取締役・従業員等に対して、企業法務に関する研修や情報発信を行うなど、法令遵守を推進しております。さらに、内部通報制度を通じて不正行為等の早期発見と是正を図ってまいりました。

③子会社の管理について

子会社の事業活動に関しては、「関係会社管理規程」に基づき、月に1回業績の状況を、四半期に1回決算の状況を、それぞれ当社取締役会へ報告するとともに、重要案件に関しては、必要に応じて当社取締役会の承認を得ております。

④監査役の監査体制について

当社の監査役会は3名（うち2名は独立社外監査役）で構成されており、月に1回開催される定例取締役会の前に監査役会を開催し、取締役会決議事項に関する意見交換や業績等の推移に関する情報交換を行ってまいりました。

監査役は、取締役会議事録、稟議書などの重要書類について、何時でも閲覧できるほか、取締役会はもちろん、必要に応じて「幹部共有」等の重要な会議やコンプライアンス・リスク委員会、内部情報管理委員会にも出席し、適宜適切なアドバイスを行う一方で、当社及び子会社の取締役・従業員並びに子会社の監査役から、業務の報告、重要情報の提供を受けております。

会社の支配に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の概要は以下のとおりであります。

①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えます。また、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者として最適であるか否かは、最終的には当社株主の総体意思に基づき判断されるべきものであると考えます。

しかしながら、株式等の大量買付や買収提案の中には、株主の皆様に買収提案の内容を検討するための十分な情報や時間を提供することのないもの、その目的等からみて対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の株主の皆様に株式等の売却を事実上強要するもの等もあります。当社は、このような大量買付や買収提案を行う者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えます。

②当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社グループは、紳士服等のファッショング衣料品の販売を通じてライフスタイルを提案する専門店チェーンとして、「より良いものをより安く」の創業理念、地域に密着した「お客様第一主義」の経営理念のもと、高品質・高機能商品の企画、開発、販売に努めてまいりました。また、お客様のご意見、ご要望を速やかに顧客サービスに反映させる経営の実践にも積極的に取り組んでまいりました。さらに、季節、歳時記、商品特性などに対応した売り場等の演出や、多様化するニーズに対応した商品の提供などを通じた既存店の活性化を推進するとともに、ローコスト経営の実現、財務体質の改善・強化、スピーディかつ柔軟な組織への変革といった経営課題に果敢に挑戦し、新たな業態開発によって業容の拡大を図るなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の一層の向上に努めています。

また、当社は、コーポレート・ガバナンスを、当社の企業価値の最大化と健全性の確保を実現させるために企業活動を規律する仕組みであって、経営上もっとも重要な課題のひとつと位置づけております。当社は、執行役員制度を採用しており、迅速な経営の意思決定と業務執行の分離による取締役会の活性化を図るとともに、取締役と執行役員の役割、責任を明確化し、経営の透明性を高めるよう努めております。また、社会の構成員としての企業人に求められる価値観・倫理観を社内で共有し、企業の創造的な発展と公正な経営を実現するため、コンプライアンス・リスク委員会において、社内へのコンプライアンスの浸透、経営上のリスク事案の評価等を行い、適宜取締役会へ報告しております。加えて当社は、監査役制度を採用しており、現行の3名の監査役のうち2名が会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。監査役会は、経営監視機能をより適正かつ効率的に行えるよう、必要に応じて、顧問弁護士・公認会計士やコンプライアンス室との意見交換を行うほか、取締役会ではそれぞれの事案の適法性・妥当性について客観的な意見を積極的に述べるなど、経営の透明性・公正さに対する監視を行っております。

なお、当社は、一層の経営の透明化とコーポレート・ガバナンスの向上を図るべく、2015年6月26日開催の第41回定時株主総会において、社外取締役1名を選任いたしております。

このように、経営の効率化、健全化をより積極的に進める一方、経営の公正さを高め、コーポレート・ガバナンスの強化に継続して努めることにより、企業価値の最大化を図ってまいります。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、又は向上させるための取組みとして2016年6月29日開催の第42回定時株主総会において、株主の皆様から「当社株式等の大量買付行為に関する対応策」(以下「本プラン」といいます。)のご承認を賜り、継続いたしております。

本プランは当社株式等の20%以上を買収しようとする者が現れた場合に、買収者に事前に情報提供を求める等、本プランの目的を実現するための必

要な手続きを定めております。

買収者は、本プランに係る手続きに従い、当社取締役会において本プランの発動又は不発動が決議された場合に、当該決議以降に限り、当社株式等の大量買付等を行うことができるものとしております。

買収者が本プランに定めた手続きに従うことなく当社株式等の大量買付等を行う場合、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合等で、本プランに定める発動の要件を満たす場合には、当社は、買収者等（買収者及び一定の関係者）による権利行使は原則認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法で割り当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役会の恣意性を排除するため、当社経営陣から独立した委員による独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。こうした手続きの過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

本プランの有効期限は、当該株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。

④本プランが、株式会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

本プランは、①買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること、②企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的に導入しているものであること、③株主意思を重視するものであること、④独立性の高い社

外者の判断を重視するものであること、⑤合理的な客観的要件が設定されていること、⑥デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと、の理由から、基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.haruyama.co.jp/>)に掲載しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位 : 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	3,991,368	3,862,125	29,421,060	△202,338	37,072,215
企業結合に関する暫定的な会計処理の確定による累積的影響額			23,521		23,521
遡及処理後 当連結会計年度期首残高	3,991,368	3,862,125	29,444,582	△202,338	37,095,737
当連結会計年度変動額					
剩 余 金 の 配 当			△252,624		△252,624
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△248,200		△248,200
自 己 株 式 の 処 分			△3,383	6,392	3,009
連結子会社株式の取得 によ る 持 分 の 増 減		△0			△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度変動額合計	—	△0	△504,208	6,392	△497,815
当連結会計年度末残高	3,991,368	3,862,125	28,940,373	△195,945	36,597,921

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新株予約権	純資産合計
	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	156,397	△996	155,401	9,954	37,237,570
企業結合に関する暫定的な会計処理の確定による累積的影響額					23,521
遡及処理後 当連結会計年度期首残高	156,397	△996	155,401	9,954	37,261,092
当連結会計年度変動額					
剩 余 金 の 配 当			—		△252,624
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			—		△248,200
自 己 株 式 の 処 分			—		3,009
連結子会社株式の取得 によ る 持 分 の 増 減			—		△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△30,455	1,375	△29,080	△553	△29,633
連結会計年度変動額合計	△30,455	1,375	△29,080	△553	△527,449
当連結会計年度末残高	125,941	379	126,320	9,401	36,733,643

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数	6 社
連結子会社の名称	はるやま商事株式会社 株式会社ミック 株式会社モリワン 株式会社B A S E 株式会社マンチエス 株式会社ミッド・インターナショナル

なお、前連結会計年度末において連結子会社であった株式会社テット・オムは当連結会計年度に保有全株式を譲渡したことに伴い、連結子会社から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の状況

主要な非連結子会社の名称	田原コンサート株式会社
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物15～20年であります。

② 無形固定資産

(リース資産を除く)定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ リース資産.....リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④ 長期前払費用.....定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② ポイント引当金

顧客に付与されたポイントの使用による売上値引に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、翌連結会計年度支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉鎖による損失に備えるため、損失見込額を計上しております。

⑤ 事業譲渡損失引当金

事業の譲渡による損失に備えるため、損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生した連結会計年度に一括して費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

為替変動リスクのヘッジについては振当処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………外貨建金銭債権債務

・ヘッジ方針

為替変動リスクを回避するため、為替予約を利用しております。

・ヘッジ有効性評価の方法

振当処理によっている外貨建金銭債権債務に係る為替予約が振当処理の要件を満たしていることを確認しており、その判定をもって有効性の評価に代えております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(連結貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	30,435,050千円
2. 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります 投資その他の資産 その他 (関係会社株式)	95,932千円
3. 資金決済に関する法律に基づく供託 差入保証金	10,000千円
4. 財務制限条項等	
(1)当社は、運転資金の効率的な調達等を目的に、取引銀行4行と貸出コミットメントに関する契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。 貸出コミットメントの総額	5,000,000千円
借入実行額	—
差引額	5,000,000千円

なお、当社の当該事業年度の純資産額が一定金額以上であることを約する財務制限条項が付されております。

(2)当社の借入金のうち、シンジケートローン契約（当連結会計年度末残高600,000千円）には、当該連結会計年度及び事業年度の純資産額及び経常利益が一定金額以上であることを約する財務制限条項が付されております。

(連結損益計算書関係)

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用 途	営業店舗（67店舗）	
場 所	新潟県上越市 他	
種 類	建 物 及 び 構 築 物	520,467千円
	そ の 他	128,674千円
	営 業 店 舗 計	649,141千円

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として営業店舗、賃貸資産及び遊休資産という個別物件単位で資産のグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、営業店舗、賃貸資産について、収益性の低下又は土地の著しい時価の下落等により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しており、その内訳は上表のとおりであります。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値又は正味売却価額により測定しており、使用価値については将来キャッシュ・フローを0.2%で割り引いて算定し、正味売却価額については固定資産税評価額等を基礎に算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 16,485,078株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月11日 取締役会	普通株式	252,624	15.5	2018年3月31日	2018年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2019年5月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- | | |
|-----------|------------|
| ①配当金の総額 | 252,715千円 |
| ②1株当たり配当額 | 15.5円 |
| ③基準日 | 2019年3月31日 |
| ④効力発生日 | 2019年6月28日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 新株予約権等に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 134,300株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資産運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針です。営業債権である受取手形及び未収入金は、取引先の信用状況を把握し、期日管理及び残高管理を行っております。売掛金については、一般消費者（不特定多数）を顧客にしているため、販売管理規程に従い管理する体制としております。未収還付法人税等については、短期的で回収となる税金の還付であります。投資有価証券は、株式及び債券であり、有価証券管理規程に従い管理する体制としております。

長期貸付金及び差入保証金は、主に出店時に預託したものであり、預託先の信用状況を把握し、残高管理を行っております。営業債務である支払手形及び買掛金、未払金及び未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金の使途は、運転資金及び設備投資資金であります。長期預り保証金は、主に商業施設として賃貸している不動産に対する敷金です。デリバティブ取引は、デリバティブ管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	11,557,784	11,557,784	—
(2) 受取手形及び売掛金	151,887	151,887	—
(3) 未収入金	4,626,282	4,626,282	—
(4) 未収還付法人税等	359,251	359,251	—
(5) 投資有価証券	555,040	555,040	—
(6) 長期貸付金	409,663	446,592	36,929
(7) 差入保証金	7,349,889	7,344,413	△5,475
資産計	25,009,799	25,041,253	31,453
(1) 支払手形及び買掛金	8,743,467	8,743,467	—
(2) 短期借入金	500,000	500,000	—
(3) 1年内返済予定長期借入金 及び長期借入金	5,895,451	5,859,617	△35,834
(4) 未払金	2,930,259	2,930,259	—
(5) 未払法人税等	310,524	310,524	—
(6) 長期預り保証金	396,986	396,691	△295
負債計	18,776,688	18,740,559	△36,129
デリバティブ取引 (※)	546	546	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収入金、(4) 未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(6) 長期貸付金、(7) 差入保証金

これらの時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(4) 未払金、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内返済予定長期借入金及び長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 長期預り保証金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は全てヘッジ会計を適用しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	171,994
非連結子会社株式	95,932

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(5)投資有価証券」には含めておりません。

(企業結合等関係)

(企業結合に係る暫定的な会計処理の確定)

1. 株式会社マンチェス

2017年11月15日に行われた株式会社マンチェスとの企業結合について前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っておりましたが、当連結会計期間に確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されており、主として暫定的に算定されたのれんの金額488,404千円は、会計処理の確定により85,968千円増加し、574,372千円となっております。

2. 株式会社ミッド・インターナショナル

2017年11月15日に行われた株式会社ミッド・インターナショナルとの企業結合について前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っておりましたが、当連結会計期間に確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、当初配分額に重要な見直しが反映されており、主として暫定的に算定された負ののれん発生益の金額54,789千円は、会計処理の確定により24,746千円増加し、79,536千円となっております。

(事業分離)

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

gf.R 株式会社

(2) 分離した事業の内容

株式会社テット・オム（事業内容：衣料品及びその関連洋品の販売事業）

(3) 事業分離を行った主な理由

事業の選択と集中により経営効率を高め当社グループの企業価値向上に資すると判断し、株式会社テット・オムの全株式を譲渡いたしました。

(4) 事業分離日

2019年3月29日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金などの財産のみとする株式譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

関係会社株式売却益 228,563千円

(2) 移転した事業にかかる資産及び負債の適正な帳簿価格並びにその主な内訳

流動資産 573,113千円

固定資産 145,729千円

資産合計 718,843千円

流動負債 929,665千円

固定負債 17,741千円

負債合計 947,407千円

(3) 会計処理

株式会社テット・オムの連結上の帳簿価額と売却額との差額を「関係会社株式売却益」として特別利益に計上しております。

3. 分離した事業が含まれていた報告セグメント

衣料品販売事業

4. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る
損益の概算額売上高

売上高	1,336,088千円
営業利益	△176,926千円

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額	2,252円44銭
1株当たり当期純利益	△15円22銭

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位:千円)

資本金	株主資本									自己株式	株主資本合計		
	資本剰余金		利益剰余金										
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計					
当期首残高	3,991,368	3,862,125	3,862,125	560,000	1,420,000	25,070,000	1,513,580	28,563,580	△202,338	36,214,736			
当期変動額													
別途積立金の積立		—				1,000,000	△1,000,000	—				—	
剰余金の配当		—						△252,624	△252,624			△252,624	
当期純利益		—						173,880	173,880			173,880	
自己株式の処分		—						△3,383	△3,383	6,392		3,009	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		—							—			—	
当期変動額合計	—	—	—	—	—	1,000,000	△1,082,126	△82,126	6,392			△75,734	
当期末残高	3,991,368	3,862,125	3,862,125	560,000	1,420,000	26,070,000	431,454	28,481,454	△195,945	36,139,001			

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	156,397	156,397	9,954	36,381,087
当期変動額				
別途積立金の積立		—		—
剰余金の配当		—		△252,624
当期純利益		—		173,880
自己株式の処分		—		3,009
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△30,455	△30,455	△553	△31,008
当期変動額合計	△30,455	△30,455	△553	△106,743
当期末残高	125,941	125,941	9,401	36,274,344

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
- ② 子会社株式……………移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券
 - 時価のあるもの……………期末決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(リース資産を除く) ……定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物15～20年であります。

(2) 無形固定資産

(リース資産を除く) ……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(4) 長期前払費用……………定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉鎖による損失に備えるため、損失見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異は、その発生した事業年度に一括して費用処理しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(貸借対照表関係)

- | | |
|--|--------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 29,776,421千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）
短期金銭債権 | 462,599千円 |
| 3. 取締役、監査役に対する金銭債務
長期金銭債務 | 13,189千円 |

4. 偶発債務

(1) 債務保証

次の関係会社に係る仕入先に対する債務について債務保証を行っております。

会 社 名	金 額	内 容
株式会社モリワン	825千円	仕入債務
株式会社マンチェス	11,734千円	仕入債務

(2) 重畳的債務引受による連帶債務

2017年1月4日付の会社分割により、はるやま商事株式会社が承継した債務につき、重畳的債務引受を行っております。

会 社 名	金 額	内 容
はるやま商事株式会社	243,700千円	重畳的債務引受

5. 財務制限条項等

(1) 当社は、運転資金の効率的な調達等を目的に、取引銀行4行と貸出コミットメントに関する契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額 5,000,000千円

借入実行額 —

差引額 5,000,000千円

なお、当該事業年度の純資産額が一定金額以上であることを約する財務制限条項が付されております。

(2) 借入金のうち、シンジケートローン契約（当事業年度末残高600,000千円）には、当該事業年度の純資産額及び経常利益が一定金額以上であることを約する財務制限条項が付されております。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

経営管理料	3,589,799千円
不動産賃貸収入	552,000千円
営業取引以外の取引	85,992千円

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用 途 賃貸資産 (66店舗)	
場 所 新潟県上越市 他	
種 類 建 物	470,419千円
構 築 物	41,932千円
そ の 他	127,992千円
賃 貸 資 産 計	640,345千円

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として賃貸資産及び遊休資産という個別物件単位で資産のグルーピングを行っております。

当事業年度において、賃貸資産について、収益性の低下又は土地の著しい時価の下落等により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は上表のとおりであります。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値及び正味売却価額により測定しており、使用価値については将来キャッシュ・フローを0.2%で割り引いて算定し、正味売却価額については固定資産税評価額等を基礎に算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 180,854株

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	2,039,683千円
土地減損損失	984,766千円
貸倒引当金	381,549千円
資産除去債務	373,502千円
長期未払金	339,596千円
関係会社株式（会社分割）	219,636千円
関係会社株式評価損	64,742千円
退職給付引当金	21,553千円
店舗閉鎖損失引当金	21,212千円
投資有価証券	8,807千円
未払賞与	5,120千円
未払事業所税	1,623千円
未払社会保険料	745千円
一括償却資産	251千円
その他	59,071千円
繰延税金資産小計	4,521,862千円
評価性引当額	△1,270,720千円
繰延税金資産合計	3,251,141千円
繰延税金負債	
未払事業税	△4,256千円
資産除去債務対応資産	△61,480千円
投資有価証券	△63,972千円
その他	△660千円
繰延税金負債合計	△130,370千円
繰延税金資産の純額	3,120,771千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主要な項目別の内訳

法定実効税率 30.5%

(調整)

交際費等永久に損金に算入されない項目	△2.0%
役員給与の調整額	△3.4%
住民税均等割	△2.5%
留保金に関する税額	△2.7%
受取配当金益金不算入	368.3%
評価性引当額	54.3%
その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	442.7%

(リース取引関係)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、店舗設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	はるやま商事株式会社	所有直接 100.00	役員の兼任 戦略立案及び経営管理 資金の貸付 不動産の賃貸	経営管理料 (注) 1.	3,589,799	未収入金	350,760
				不動産の賃貸 (注) 2.	552,000	未収入金	49,680
				資金の貸付 (注) 3.	508,232	関係会社 短期貸付金	16,000,000
				利息の受取 (注) 3.	72,367		
				重畠的債務引受 (注) 4.	243,700	—	—
子会社	株式会社ミック	所有直接 100.00	役員の兼任 戦略立案及び経営管理 資金の貸付	資金の貸付 (注) 3.	—	関係会社 短期貸付金 (注) 5.	400,000
				利息の受取 (注) 3.	2,345		
子会社	株式会社B A S E	所有直接 100.00	戦略立案及び経営管理 資金の貸付	資金の貸付 (注) 3.	64,000	関係会社 短期貸付金 (注) 5.	1,124,000
				利息の受取 (注) 3.	4,183		

- (注) 1. 経営管理料については、当事者間の交渉のうえ決定しております。
 2. 取引価格については、市場価格等に基づき交渉のうえ決定しております。
 3. 貸付金の金利については、市場金利を勘案し交渉のうえ決定しております。
 4. 2017年1月4日付の会社分割により、はるやま商事株式会社が承継した債務について、重畠的債務引受を行っております。
 5. 子会社である株式会社ミックへの貸倒懸念債権に対し、229,525千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において229,525千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
 子会社である株式会社B A S Eへの貸倒懸念債権に対し、971,001千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において491,829千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(企業結合等関係)

連結注記表「企業結合等関係」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額	2,224円27銭
1 株当たり当期純利益	10円67銭